

酒類の手持品課税（戻税）の申告等の手引 （令和 8 年 10 月 1 日分）

【手引の内容】

この手引は、令和 8 年 10 月 1 日の酒税率の改正に伴い、酒税率が改正される酒類を販売のために所持する酒類の販売業者等の方（酒場・料飲店等を経営されている方も含みます）を対象とした手持品課税（戻税）制度の概要や、申告・届出等の手続に際して留意すべき事項などを解説したものです。

申告書兼届出書の提出期限：令和 8 年 11 月 2 日（月）

手持品課税に係る酒税の納期限：令和 9 年 3 月 31 日（水）

申告書兼届出書の提出先：酒類の貯蔵場所を所轄する税務署長

➤ 酒類の手持品課税（戻税）の詳細（国税庁ホームページ）

https://www.nta.go.jp/taxes/sake/annai/temochihin_r02.htm



《目 次》

	（頁）
I 酒類の手持品課税（戻税）の概要	1
II 対象となる方（申告が必要となる方）	2
III 対象となる酒類の引上げ額・引下げ額	3
IV 納付額又は還付額の算出	7
V 申告書兼届出書の提出・記載方法・留意点	9
VI 納付の方法	16

酒類の手持品課税等の申告・届出等には、便利な e-Tax をご利用ください

I 酒類の手持品課税（戻税）の概要

令和8年10月1日に酒税率が改正され、酒税率の引上げ又は引下げが実施されます。通常、酒類は製造場から出荷された段階で酒税が課されますが、酒税率が改正される酒類（以下「対象酒類」といいます。）に対しては、令和8年10月1日の午前0時時点で流通段階にある課税済みの酒類に対して、新旧税率の差額を調整する措置が行われます。

これを手持品課税又は手持品戻税といいます。

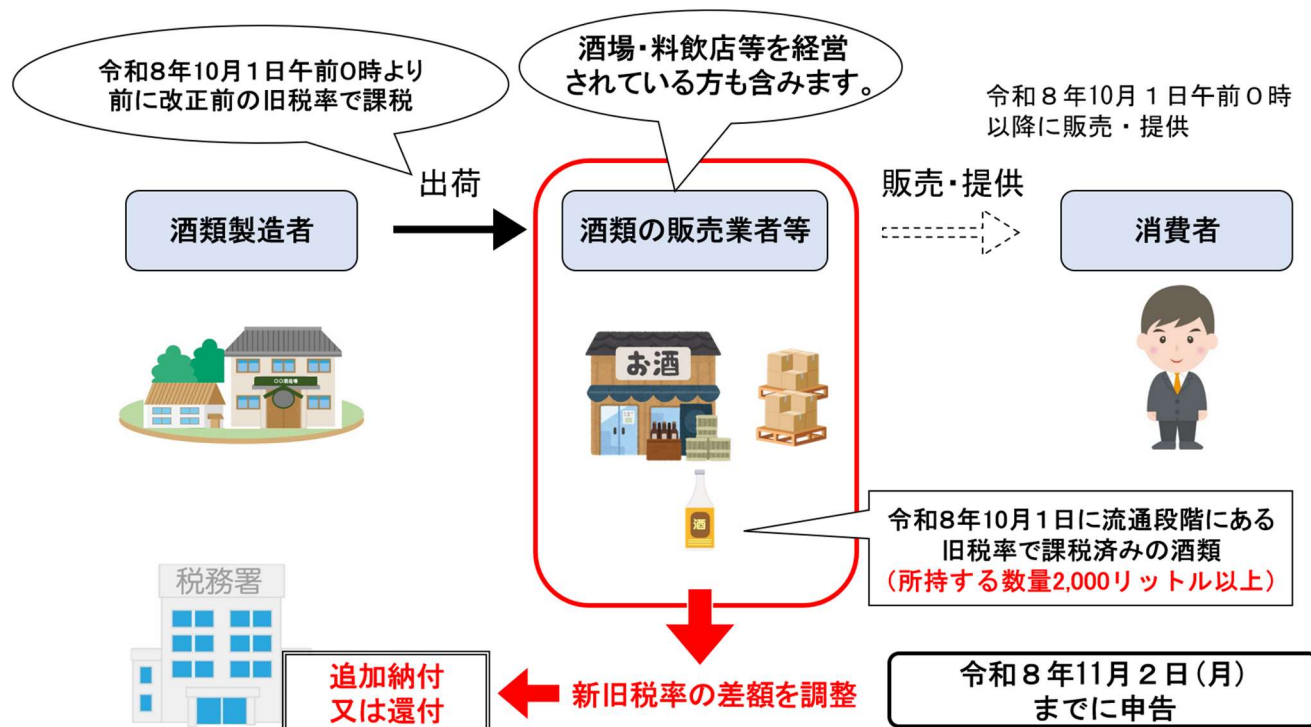
つまり、酒税率が引上げとなる酒類（以下「引上対象酒類」といいます。）に対しては、その差額について課税が行われ、逆に酒税率が引下げとなる酒類（以下「引下対象酒類」といいます。）に対しては、その差額について戻税が行われます。

そして、申告が必要となる方は、課税額と戻税額を差し引きした結果、課税額が多い場合は納付、戻税額が多い場合は還付の申告・届出を令和8年11月2日（月）までに行い、納付すべき税額がある場合は、令和9年3月31日（水）までに納付する必要があります。

このため、全ての酒類の販売業者等の方は、令和8年10月1日午前0時時点の対象酒類の在庫数量を確認する必要があります。

これは、酒類の免許業者のほか、酒場・料飲店等を経営されている方も含みますので、ご注意ください。

※ 対象酒類の受入れ及び払出しの数量の記帳を確実に行う必要があります。



Ⅱ 対象となる方（申告が必要となる方）

次の①又は②に該当する方は、手持品課税又は戻税の対象となり、令和8年11月2日（月）までに、対象酒類を所持する貯蔵場所ごとに、その場所の所在地の所轄税務署長に対して、手持品課税等の申告をする必要があります。

なお、引上対象酒類を所持しておらず、引下対象酒類のみを所持していることにより還付を受けようとする方については、令和8年11月2日（月）までに引下対象酒類のみを所持する場所ごとに、その所在地の所轄税務署長に手持品課税等の適用を受ける旨の届出をする必要があります。

① 令和8年10月1日の午前0時時点で、引上対象酒類（「Ⅲ 対象となる酒類の引上げ額・引下げ額」で「引上対象酒類」と表記されているもの）の所持数量が2,000リットル以上である酒類の販売業者等の方

※ 多店舗経営の場合など、複数の場所で引上対象酒類を所持している場合、この2,000リットルの判定は、全ての所持場所の合計数量により行います。

※ 引上対象酒類の数量が2,000リットル以上であっても、引下対象酒類のみを所持する貯蔵場所について還付申告をするためには、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に届出をする必要があります。

※ 沖縄県内の貯蔵場所の酒類は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「沖特法」といいます。）適用酒類と沖特法適用酒類以外に分けた上でそれぞれ2,000リットルの判定を行い、手持品課税等の申告も沖特法適用酒類と沖特法適用酒類以外に分けてそれぞれ行います。

② 引上対象酒類の所持数量が2,000リットル未満の方で、令和8年11月2日までに、対象酒類を所持する場所の所在地の所轄税務署長に対して、**手持品課税等の適用を受ける旨の届出をした方**

※ 新旧税率の差額を計算した結果、引下げ額が多く、その**差額の還付を受けようとする方**などは、引上対象酒類を2,000リットル以上所持していない場合でも、届出をすることにより、申告をすることができます。

※ 手持品課税等の適用を受ける旨の届出をした場合は、引上対象酒類を所持する**全ての場所について申告が必要**となります。

※ 「令和8年10月1日現在の手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出すれば、申告と届出をしたこととなります。

Ⅲ 対象となる酒類の引上げ額・引下げ額

対象となる酒類と1リットル又は1本当当たりの引上げ額・引下げ額は次のとおりです。

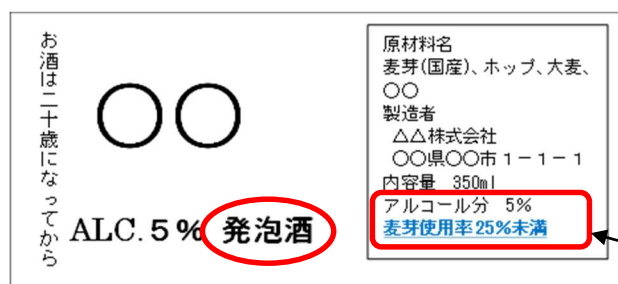
	対象となる酒類	引上げ額又は引下げ額 1ℓ【缶1本(350ml)】当たり
引上対象酒類	ア 発泡酒 （麦芽比率 <u>25%未満</u> かつアルコール分 <u>10度未満</u> ）	約21円【約7.26円】
	イ 発泡酒②（いわゆる新ジャンル） 〔その他の醸造酒（発泡性）② と表示されているものを含みます〕 リキュール（発泡性）②	
	ウ その他の発泡性酒類 （発泡性を有するものかつアルコール分 <u>10度未満</u> ） 〔ビール又は発泡酒に その他の醸造酒（発泡性）②・リキュール（発泡性）② と表示されて 該当しないもので、 その他の醸造酒（発泡性）③・スピリッツ（発泡性）③ いらないもの リキュール（発泡性）③・雑 酒（発泡性）③	20円【7円】
	エ 連続式蒸留焼酎・単式蒸留焼酎 ウイスキー・ブランデー スピリッツ・リキュール 発泡性を有しないものかつアルコール分 <u>9度未満</u> 発泡性を有しないものかつアルコール分 <u>9度以上 10度未満</u>	10円【3.5円】
	オ その他の発泡性酒類 （発泡性を有するものかつアルコール分 <u>10度以上 11度未満</u> ） 〔みりん又は雑酒（みりん類似）に該当するもの〕	80円【28円】
引下対象酒類	カ ビール	26円【9.1円】
	キ 発泡酒 （麦芽比率 <u>50%以上</u> 又はアルコール分 <u>10度以上</u> ）	
	ク 発泡酒③ 〔その他の醸造酒（発泡性）③・スピリッツ（発泡性）③ と表示されているものを含みます〕 リキュール（発泡性）③・雑 酒（発泡性）③	
	ケ その他の発泡性酒類 （発泡性を有するものかつアルコール分 <u>10度以上 11度未満</u> ） 〔連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、スピリッツ、リキュール 又は雑酒（みりん類似を除きます）に該当するもの〕	20～270円 【7～94.5円】

詳細は、下記（対象となる酒類の留意点）をご覧ください。

～ 対象となる酒類の留意点 ～

引上対象酒類

- **ア 発泡酒**（麦芽比率 25%未満かつアルコール分が10度未満）
酒類の品目が「発泡酒」とされているもののうち、麦芽比率が25%未満かつ、アルコール分10度未満のものが該当し、酒類の容器等に「麦芽使用率25%未満」と記載されています。
酒類の容器等に「麦芽使用率50%以上」や「麦芽使用率25%以上50%未満」と表示されているものは該当しませんので、表示をよくご確認ください。



⇒ 税額算出表 **A**

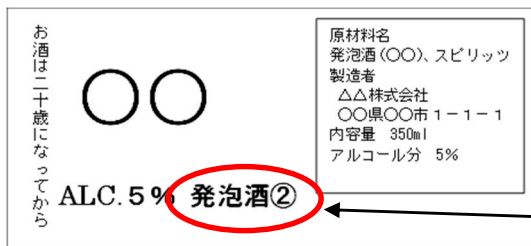
- ・ 麦芽使用率（麦芽比率）25%未満を確認してください
- ・ 麦芽使用率は具体的な数字が記載されていることもあります（例：麦芽使用率 20%）

引上対象酒類

○ **イ** 発泡酒②（いわゆる新ジャンル）

いわゆる新ジャンルとは、第三のビールと呼ばれることもある酒類です。
酒類の品目は「発泡酒」に該当し、酒類の容器等に「発泡酒②」と表示されています。

※ 令和5年9月までは、酒類の品目が「その他の醸造酒」に該当するタイプと、「リキュール」に該当するタイプがあり、商品によっては現在も「その他の醸造酒（発泡性）②」や「リキュール（発泡性）②」と表示されている場合があります。



⇒ 税額算出表 **A**

下記の表示も **イ** に該当します
その他の醸造酒（発泡性）②
リキュール（発泡性）②

○ **ウ** その他の発泡性酒類

アルコール分10度未満かつ発泡性を有し、品目が「ビール」又は「発泡酒」に該当しない酒類です。チューハイやハイボール、発泡性の低アルコール清酒などが含まれ、酒類の容器等に「リキュール（発泡性）」や「スピリッツ（発泡性）」、「清酒（発泡性）」のように「〇〇（発泡性）」と表示されています。

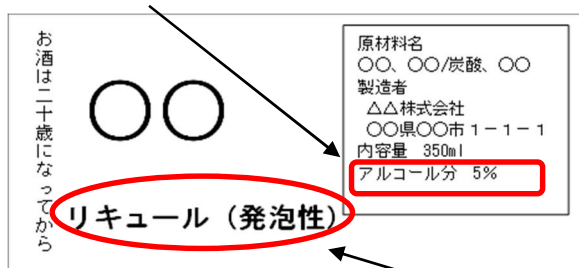
※ 商品によっては「リキュール（発泡性）①」や「スピリッツ（発泡性）①」のように「〇〇（発泡性）①」と表示されている場合もあります。その他、「甘味果実酒（発泡性）③」と表示されている酒類もこの区分に含まれます。

また、「〇〇（発泡性）」ではなく「〇〇（炭酸ガス含有）」等と表示されている場合もあります。

※ 「〇〇（発泡性）②」や「〇〇（発泡性）③」（「甘味果実酒（発泡性）③」を除く。）と表示されている酒類はこの区分に該当しません。

⇒ 税額算出表 **B**

アルコール分 **10度未満**を確認してください



下記の表示なども **ウ** に該当します

〇〇（発泡性）①、〇〇（炭酸ガス含有）
〔 〇〇には「清酒」や「果実酒」、「ウイスキー」、「スピリッツ」などの品目が記載されています 〕
甘味果実酒（発泡性）③

※ **ウ** に該当しない表示

その他の醸造酒（発泡性）②/ リキュール（発泡性）②
→ **イ** 発泡酒②（いわゆる新ジャンル）
その他の醸造酒（発泡性）③/ スピリッツ（発泡性）③
リキュール（発泡性）③/ 雑酒（発泡性）③
→ **ク** 発泡酒③

○ **オ** その他の発泡性酒類

ウ の酒類に加え、酒類の品目が「みりん」又は「雑酒（みりん類似）」に該当し、アルコール分10度以上11度未満の発泡性を有する酒類も該当します。

⇒ 税額算出表 **G**

引上対象酒類

○ エ 低アルコール分の蒸留酒類等

酒類の品目は、「連続式蒸留焼酎」、「単式蒸留焼酎」、「ウイスキー」、「ブランデー」、「スピリッツ」及び「リキュール」であって、アルコール分が10度未満かつ発泡性を有しない酒類に限られています。

それぞれの容器等の品目の表示の後に発泡性を有する旨が表示されているものは該当しません。

⇒ 税額算出表 C～F

お酒は二十歳になってから

〇〇

リキュール

原材料名
〇〇、〇〇/〇〇
製造者
△△株式会社
〇〇県〇〇市 1-1-1
内容量 350ml
アルコール分 7%

アルコール分 10度未満を確認してください

品目と発泡性がない旨を確認してください

※ エ に該当しない表示
 〇〇（発泡性）や〇〇（発泡性）①
 → ウ その他の発泡性酒類

引下対象酒類

○ カ ビール

酒類の容器等に「ビール」と表示されているものが該当します。

お酒は二十歳になってから

〇〇

ALC. 5% ビール

原材料名
麦芽(国産)、ホップ
製造者
△△株式会社
〇〇県〇〇市 1-1-1
内容量 350ml
アルコール分 5%

⇒ 税額算出表 I

「ビール」の表示を確認してください

○ キ 発泡酒（麦芽比率 50%以上又は、アルコール分が10度以上20度未満）

酒類の品目が「発泡酒」とされているもののうち、アルコール分が10度以上20度未満のものは、麦芽比率にかかわらず全て該当します。

また、アルコール分10度未満の場合、麦芽比率が50%以上のものが該当します。

したがって、アルコール分10度未満で、酒類の容器等に「麦芽使用率25%以上50%未満」や「麦芽使用率25%未満」と表示されているものは該当しませんので、表示をよくご確認ください。

⇒ 税額算出表 J

お酒は二十歳になってから

〇〇

ALC. 4% 発泡酒

原材料名
麦芽(国産)、ホップ、みかん、〇〇
製造者
△△株式会社
〇〇県〇〇市 1-1-1
内容量 350ml
アルコール分 4%
麦芽使用率50%以上

- ・ アルコール分 10度以上又は麦芽使用率（麦芽比率）50%以上を確認してください
- ・ 麦芽使用率は具体的な数字が記載されていることもあります
 （例：麦芽使用率 80%、麦芽使用率 75%以上）

※ キ に該当しない表示

発泡酒（麦芽使用率 25%未満）
 → ア 発泡酒（麦芽比率 25%未満）

発泡酒（麦芽使用率 25%以上 50%未満）
 → 今回の手持品課税等の対象外

引下対象酒類

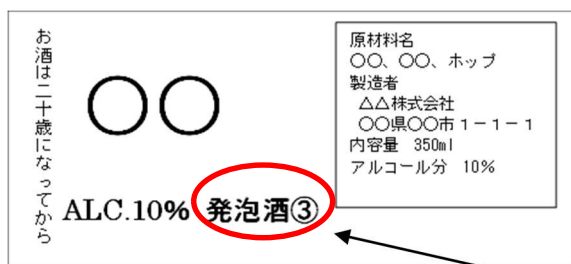
○ **ク** 「発泡酒③」と表示されている酒類

酒類の品目が「発泡酒」に該当し、酒類の容器等に「発泡酒③」と表示されています。

※ 令和5年9月までは、酒類の品目が「その他の醸造酒」、「スピリッツ」、「リキュール」及び「雑酒」に該当するタイプがあり、商品によっては現在も「その他の醸造酒（発泡性）③」や「スピリッツ（発泡性）③」のように「〇〇（発泡性）③」と表示されている場合があります。

また、「甘味果実酒（発泡性）③」と表示されている酒類はこの区分に該当しませんのでご注意ください。

⇒ 税額算出表 **K**



下記の表示も **ク** に該当します

その他の醸造酒（発泡性）③/ スピリッツ（発泡性）③
リキュール（発泡性）③/ 雑酒（発泡性）③

※ **ク** に該当しない表示

甘味果実酒（発泡性）③ → **ウ** その他の発泡性酒類

○ **ケ** その他の発泡性酒類

酒類の品目が「連続式蒸留焼酎」、「単式蒸留焼酎」、「甘味果実酒」、「ウイスキー」、「ブランデー」、「スピリッツ」、「リキュール」又は「雑酒（みりん類似を除く）」に該当し、アルコール分10度以上11度未満の発泡性を有する酒類が該当します。

品目によって引下げ額が異なりますので、品目をよく確認してください。

【参考】品目ごとの新旧税率表（1mL当たり）

品目	新税率（円）	旧税率（円）
連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、雑酒（みりん類似を除く）	0.1	0.2
甘味果実酒、リキュール		0.12
ウイスキー、ブランデー、スピリッツ		0.37

⇒ 税額算出表 **L**

【参考】品目表示の例外について

一部の品目では、下記のような表示となっている場合もあります（下記は一例です）

- ・清酒 「日本酒」
- ・連続式蒸留焼酎 「焼酎甲類」「ホワイトリカー①」
- ・単式蒸留焼酎 「本格焼酎」「泡盛」「焼酎乙類」「ホワイトリカー②」
- ・ウイスキー 「水割りウイスキー」
- ・ブランデー 「水割りブランデー」 など

Ⅳ 納付額又は還付額の算出

納付額又は還付額の算出に当たっては、まず、令和 8 年 10 月 1 日午前 0 時時点の対象酒類の在庫数量を確認していただき、税率引上額と税率引下額を計算します。

対象酒類及び税率については、3 ページの「Ⅲ 対象となる酒類の引上げ額・引下げ額」をご確認ください。

【例 1】

令和 8 年 10 月 1 日に、次の酒類を販売（提供）するために所持している場合

・ その他の発泡性酒類（アルコール分 10 度未満）	100 リットル
・ ビール	200 リットル
・ 発泡酒（発泡酒③）	50 リットル

まず、引上対象酒類のその他の発泡性酒類（アルコール分 10 度未満）について計算します。

- その他の発泡性酒類（アルコール分 10 度未満）は、1 リットル当たり 20 円の引上げ
- 100 リットル持っていた場合の課税額は、20 円×100 リットル＝2,000 円

続いて、引下対象酒類のビールと発泡酒（発泡酒③）について計算します。

- ビールは、1 リットル当たり 26 円の引下げ
- 200 リットル持っていた場合の戻税額は、26 円×200 リットル＝5,200 円
- 発泡酒（発泡酒③）は、1 リットル当たり 26 円の引下げ
- 50 リットル持っていた場合の戻税額は、26 円×50 リットル＝1,300 円
- よって、戻税額の合計は、5,200 円＋1,300 円＝6,500 円

最後に、課税額と戻税額の差額を計算します。

- 課税額 2,000 円と戻税額 6,500 円の差額は、2,000 円－6,500 円＝▲4,500 円
- 4,500 円の戻税

他の場所で対象酒類を所持していない場合、例 1 で所持している引上対象酒類はその他の発泡性酒類（アルコール分 10 度未満）の 100 リットルとなります。

申告の対象となる方は、2 ページの「Ⅱ 対象となる方（申告が必要となる方）」のとおり、所持する引上対象酒類の数量が 2,000 リットル以上である方又は令和 8 年 11 月 2 日（月）までに税務署長に対して、手持品課税等の適用を受ける旨の届出をする方に限られます。

例 1 のケースでは、令和 8 年 11 月 2 日（月）までに手持品課税等の適用を受ける旨の届出をし、手持品課税等の申告をした場合は、4,500 円の還付を受けることができます。

【例2】

令和8年10月1日に、次の酒類を販売（提供）するために所持している場合

《店舗A》

・その他の発泡性酒類（アルコール分10度未満）	100リットル
・ビール	200リットル
・発泡酒（発泡酒③）	50リットル

《店舗B》

・蒸留酒類（発泡性を有しないアルコール分9度未満のもの）	100リットル
------------------------------	---------

例1の店舗のほかに、店舗Bがある場合の例です。

店舗Aは、前ページの例1のとおり、4,500円の戻税となります。

店舗Bで所持している、引上対象酒類の蒸留酒類（発泡性を有しないアルコール分9度未満のもの）について計算します。

- 蒸留酒類（発泡性を有しないアルコール分9度未満のもの）は、1リットル当たり20円の引上げ

→ 100リットル持っていた場合の課税額は、20円×100リットル＝2,000円

- よって、納付すべき税額は、2,000円

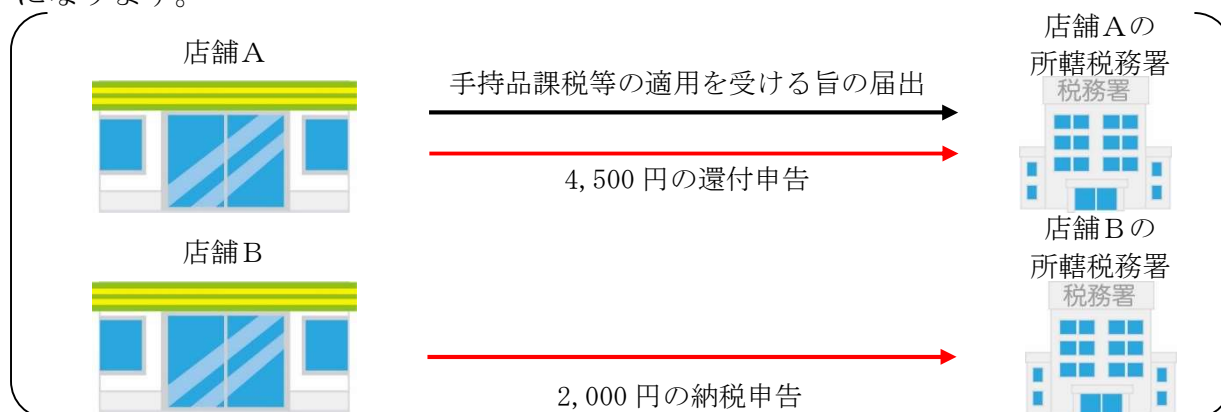
例2で所持している引上対象酒類の数量は、店舗Aのその他の発泡性酒類（アルコール分10度未満）100リットルと、店舗Bの蒸留酒類（発泡性を有しないアルコール分9度未満のもの）100リットルのため、合計200リットルとなります。

合計2,000リットル未満のため、例1のケースと同様に、還付を受けるためには令和8年11月2日（月）までに申告書兼届出書を提出する必要があります。

注意点

例2のケースで店舗Aの所在地の所轄税務署長に対して届出をする場合、店舗Aだけでなく、引上対象酒類を所持している店舗Bについても申告が必要になります。

よって、店舗Aでは還付額4,500円の申告書兼届出書、店舗Bでは納税額2,000円の申告書兼届出書を、それぞれの店舗の所在地の所轄税務署長に対して提出することになります。



V 申告書兼届出書の提出・記載方法・留意点

申告及び届出に当たっては、**申告書兼届出書**及び**税額算出表**を提出してください。

また、同一税務署管内にある複数の場所については、**所持場所ごとの所持数量の内訳書**を添付することにより、一括して申告をすることができます(詳細は15ページ)。

①引上対象酒類を2,000リットル以上所持している場合

令和8年11月2日(月)までに、対象酒類を所持する場所(貯蔵場所)の所在地の所轄税務署長に対して申告してください。

多店舗経営の場合など、複数の場所で酒類を所持している場合においては、所持している場所ごとに、それぞれの所轄税務署に申告書兼届出書を提出する必要がありますので、ご注意ください。

②引上対象酒類を2,000リットル以上所持していない場合

還付を受ける場合など、申告を行うためには、令和8年11月2日(月)までに、対象酒類を所持する場所(貯蔵場所)の所在地の所轄税務署長に対して申告及び届出が必要となります。

多店舗経営の場合など、複数の場所で酒類を所持している場合においては、所持している場所ごとに、それぞれの所轄税務署に申告書兼届出書を提出する必要があります。また、**申告書兼届出書を提出した場合**には、引上対象酒類を所持する全ての場所について申告が必要となりますので、ご注意ください。

引上対象酒類を所持しておらず、引下対象酒類のみを所持していることにより還付を受けようとする方は、その引下対象酒類を所持するそれぞれの場所の所轄税務署に申告書兼届出書を提出してください。

申告書兼届出書(添付書類を含む)の提出について

○e-Tax(データ)による提出

提出書類を作成後、イメージデータ(PDF形式)に変換し、e-Taxで所轄税務署へ送信(提出)してください。

- 具体的な操作手順など、詳細は国税庁ホームページをご覧ください。【e-Taxによる手続案内】
https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki_unsupported.htm
 - e-Taxによる提出時には以下の手続名称を設定・選択してください。
国税申告手続(R8年酒税の手持品課税)(汎用手続ID:HL11270)
- ※ 令和8年10月1日分の手持品課税等の申告・届出に使用する手続名称です。



○書面による提出

郵便又は信書便により、所轄税務署を担当する**業務センター**へ送付してください。

(注) 所轄税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能です。

税務署の検索

- 貯蔵場所の所在地を所轄する税務署は、国税庁ホームページをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm>

【税務署検索】



業務センターのご案内

- 税務署では、複数の税務署の内部事務を専担部署(業務センター)で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。
- 所轄税務署を担当する業務センター及び郵送先(所在地)は、国税庁ホームページをご覧ください。

【業務センター】

https://www.nta.go.jp/about/organization/gyoumu_center/index.htm



ご注意ください 業務センターには書面を直接持ち込むことはできません。また、時間外収受箱の設置もありません。書面を持参される場合は、所轄税務署へお願いいたします。

令和 8 年 10 月 1 日現在の手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書
兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書

貯蔵場所を所轄する税務署に提出してください。
国税庁ホームページで検索いただけます。

ふりがなを忘れずに記載してください。

日中に連絡が取れる担当者の番号を記載してください。
携帯電話などの番号でも構いません。

令和 8 年 10 月 ● 日	申告者兼届出者	(住所) 〒100-0000 東京都●●区●●1-2	(電話) 03-0000-0000
		(ふりがな) (氏名又は名称及び代表者氏名) まるまるさけてん 株式会社 ●●酒店 代表取締役 国税 太	
		(個人番号又は法人番号) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	
		(問い合わせ先) (担当者) 国税 ●● (電話) 090-0000-0000	
	貯蔵場所	(貯蔵場所の所在地) 〒100-0000 東京都●●区●●3-4 ××ビル1階	(電話) 03-0000-0000
		(ふりがな) まるまるさけてん いちごうてん	
		(貯蔵場所の名称) ●●酒店 1号店	

ふりがなを忘れずに記載してください。

下記のとおり、令和 8 年 10 月 1 日現在における手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書（期限後申告書・修正申告書・還付請求申告書）を提出します。

「摘要」欄の記載方法については、14 ページ（上部）をご確認ください。

平成 29 年法律第 4 号）附則第 39 条第 20 項、第 25 項により準用する第 7 項の規定によ

「税額算出表」を作成し、税額を算出してください。

※「税額算出表」は、申告書兼届出書と併せて提出する必要があります。「税額算出表」の記載方法は、11 ページ・12 ページをご確認ください。

「納付すべき税額等の計算」欄の記載方法については、13 ページをご確認ください。

還付を受ける方は、「還付される税金の受取場所」欄の記載が必要です。記載方法については、14 ページ（下部）をご確認ください。

納付すべき税額等の計算			摘 要	
この申告書に対する税額	算出税額①	(税額算出表N欄の差引酒税額) 円	該当する項目をチェック(☑)して 1 申告する理由 ☐ 引上対象酒類の所持数量 2,	
	端数切捨額②	(①の 100 円未満の額) 円	2 財源 ☐ 卸売免許等 ☐ 料飲店等	
	納付すべき税額③	①がマイナスの場合は記載不要です (①-②) 00 円	3 一括申告の有無 ☐ 有 (場) ☐	
	還付を受ける金額④	(注) 100 円未満は切り捨てて記載してください 円	4 他署管内の貯蔵場所の有無 ☐ 有 ()	
修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額⑤	00 円	還付される税金の受取場所	郵便局名等
	還付を受ける金額⑥	円	口座番号	記号番号

口座は名義人が申告者兼届出者と同一で、屋号を含まないものに限りです

裏面

その他参考となる事項

表面の貯蔵場所以外に、以下の場所で酒類を所持している。

●●酒店 2号店 東京都●●区●●5-6
●●酒店 大阪店 大阪府●●市●●7-8

「貯蔵場所」の欄に記載した場所以外で対象酒類を所持している場所がある場合に、その場所の名称と住所の記載をお願いします。別途、一覧を添付いただいても構いません。

※この欄は任意記載となりますが、提出後、審査に当たって確認が必要となることがありますので、記載をお願いします。

～ 税額算出表の記載方法・留意点 ～

- 1 「申告者の住所及び氏名又は名称」欄は、申告書兼届出書の「申告者兼届出者」欄と同じく、手持品課税及び戻税の申告をする方の、住所、氏名又は名称を記載してください。（下表①欄）
- 2 それぞれの品目ごとに、所持数量を（ア）の「所持数量」の欄に記載します。
記載する数量の単位はミリリットルですので、ご注意ください。（下表②欄）
※ 10 ミリリットル未満の端数については、切り捨ててください。
- 3 次に、（ア）の所持数量に、（イ）の新税率を乗じた金額を（ウ）の「算出税額」の欄に、（エ）の旧税率を乗じた金額を（オ）の「算出税額」の欄に、それぞれ記載します。（下表③欄）
※ その他の発泡性酒類（アルコール分 10 度以上 11 度未満）については、品目により旧税率が異なる（6 ページ参照）ため、それぞれの品目ごとに旧税率による算出税額と新税率による算出税額を計算し、合計額をG及びLの欄（ウ）及び（オ）に記載してください。また、左の「品目等」欄には品目名を記載してください。
※ 1 円未満の端数については、切り捨ててください。
- 4 次に、（ウ）の算出税額から（オ）の算出税額を差し引いた金額を、（カ）の「差引酒税額」の欄に記載します（下表④欄）。なお、H及びMの欄については引上対象酒類と引下対象酒類に分けて、それぞれの小計を計算し、記載します。（下表⑤欄）
- 5 最後に、それぞれの税額を合計した金額を記載します。（下表⑥欄）

税 額 算 出 表

酒 税

申告者の住所及び氏名又は名称				（住所） （氏名又は名称）						
品 目 等				所持数量 （10ml未満の端数を 切り捨てた後の数量 （ア）	新税率による酒税額 税率 （1ml当たり） （イ）	算出税額 ア×イ （ウ） 1円未満端数切捨て	旧税率による酒税額 税率 （1ml当たり） （エ）	算出税額 ア×エ （オ） 1円未満端数切捨て	差引酒税額 ウ－オ （カ）	
引上対象酒類	発泡性酒類	発泡酒	発泡酒②（いわゆる新ジャンル） ・麦芽比率25%未満かつ アルコール分10度未満	A	0.155		0.13425			
		その他の発泡性酒類	アルコール分10度未満	B	0.1		0.08			
	蒸留酒類※	連続式蒸留焼酎 ウイスキー ブランデー スピリッツ	アルコール分9度未満	C	0.1		0.08			
			アルコール分9度以上10度未満	D	0.1		0.09			
		混成酒類※	リキュール	アルコール分9度未満	E	0.1		0.08		
				アルコール分9度以上10度未満	F	0.1		0.09		
小 計（引上対象酒類） A+B+C+D+E+F+G				H						
引下対象酒類	発泡性酒類	ビール		I	0.155		0.181		▲	
		発泡酒	麦芽比率50%以上又は アルコール分10度以上	J	0.155		0.181		▲	
			発泡酒③	K	0.155		0.181		▲	
	小 計（引下対象酒類） I+J+K+L				L				▲	
合 計 H+M				N						

（注）1 ※の酒類は、「その他の発泡性酒類」に該当するものは除きます。

2 「所持数量（ア）」欄には10ml未満の端数を切り捨てた後の数量、「算出税額（ウ）」、「（オ）」欄には1円未満の端数

「算出税額」を記入してください。

（申告書兼届出書の①へ転記）

【例】

令和8年10月1日に、その他の発泡性酒類（アルコール分10度未満）100リットル、ビール200リットル、発泡酒（発泡酒③）50リットルを販売（提供）するために所持している場合

- 「申告者の住所及び氏名又は名称」欄を記載します。（下表①欄）
 - （ア）「所持数量」欄をミリリットル単位で記載します。（下表②欄）
 その他の発泡性酒類 100リットル → 100,000ミリリットル
 ビール 200リットル → 200,000ミリリットル
 発泡酒（発泡酒③） 50リットル → 50,000ミリリットル
 - （ウ）「新税率による算出税額」欄と、（オ）「旧税率による算出税額」欄を記載します。（下表③欄）
 （ウ）新税率による算出税額 （オ）旧税率による算出税額
 その他の発泡性酒類 $100,000 \times 0.1 = 10,000$ 円 $100,000 \times 0.08 = 8,000$ 円
 ビール $200,000 \times 0.155 = 31,000$ 円 $200,000 \times 0.181 = 36,200$ 円
 発泡酒（発泡酒③） $50,000 \times 0.155 = 7,750$ 円 $50,000 \times 0.181 = 9,050$ 円
 - 「差引酒税額」欄を記載します。（下表④欄）
 その他の発泡性酒類 $10,000$ 円 - $8,000$ 円 = $2,000$ 円
 ビール $31,000$ 円 - $36,200$ 円 = $\blacktriangle 5,200$ 円
 発泡酒（発泡酒③） $7,750$ 円 - $9,050$ 円 = $\blacktriangle 1,300$ 円
 - 「小計（引上対象酒類）」欄と、「小計（引下対象酒類）」欄を計算し記載します。（下表⑤欄）
 引上対象酒類：その他の発泡性酒類（B）
 引下対象酒類：ビール（I）、発泡酒（発泡酒③）（K）
 - 「合計」欄を計算し記載します。（下表⑥欄）
 小計（引上対象酒類）（H） + 小計（引下対象酒類）（M） = 合計（N）
- ※ 差引酒税額の合計を「申告書兼届出書」の①「算出税額」欄に転記してください。

税 額 算 出 表

酒 税

申告者の住所及び氏名又は名称			(住所) 東京都●●区●●1-2 (名称) 株式会社 ●●酒店 (ご捺印の必要はありません)						
品 目 等			所持数量 〔10ml未満の端数を切り捨てた後の数量 (ア)〕	新税率による酒税額		旧税率による酒税額		差 引 酒 税 額	
				税率 (1ml当たり) (イ)	算出税額 ア×イ (ウ) 1円未満端数切捨て	税率 (1ml当たり) (エ)	算出税額 ア×エ (オ) 1円未満端数切捨て	ウ-オ (カ)	
引上対象酒類	発泡性酒類	発泡酒 ・発泡酒②（いわゆる新ジャンル） ・麦芽比率25%未満かつ アルコール分10度未満	A		0.155		0.13425		
		その他の発泡性酒類	B	100.000	0.1	10.000	0.08	8.000	2.000
	蒸留酒類※	連続式蒸留焼酎 単式蒸留焼酎 ウイスキー ブランデー スピリッツ	C		0.1		0.08		
			D	②	0.1	③	0.09	③	④
			E		0.1		0.08		
	混成酒類※	リキュール	F		0.1		0.09		
			G						
小 計（引上対象酒類） A+B+C+D+E+F+G			H	100.000	10.000	8.000	2.000		
引下対象酒類	発泡性酒類	ビール 麦芽比率50%以上又は アルコール分10度以上	I	200.000	0.155	31.000	0.181	36.200	▲ 5.200
			J		0.155		0.181	▲	
			K	50.000	0.155	7.750	0.181	9.050	▲ 1.300
		L					▲		
	小 計（引下対象酒類） I+J+K+L			M	250.000	38.750	45.250	▲ 6.500	
合 計 H+M			N		48.750	53.250	▲ 4.500		

（注）1 ※の酒類は、「その他の発泡性酒類」に該当するものは除きます。

2 「所持数量（ア）」欄には10ml未満の端数を切り捨てた後の数量、「算出税額（ウ）」欄には1円未満の端数

「算出税額」欄に転記してください。

（申告書兼届出書の①へ転記）

①の「算出税額」欄には、税額算出表の右下に記載した差引酒税額の合計金額を記載します。

(例) 12 ページの例では、税額算出表の右下に記載した差引酒税額の合計額が「▲4,500」ですので、①の「算出税額」欄に「▲4,500」と記載します。

算出税額がマイナスの場合

納付すべき税額等の計算			
この申告書に対する税額	算 出 税 額 ①	(税額算出表N欄の差引酒税額) ▲ 12,345 円	
	端 数 切 捨 額 ②	(①の100円未満の額) 円	
	納付すべき税額 ③	①がマイナスの場合は記載不要です (①－②) 00 円	
	還付を受ける金額 ④	12,345 円 ①がマイナスの場合に記載します	
修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額 ⑤	00 円	
	還付を受ける金額 ⑥	円	
	差引納付税額 (③－⑤＋⑥－④) ⑦	00 円 (注)100円未満は切り捨てて記載してください	
	還付税額 (④) ⑧	12,345 円	

《 留意点 》

- ・②の「端数切捨額」欄は、空欄にしてください。還付の場合、端数切捨ては不要です。
- ・④の「還付を受ける金額」欄は、▲（マイナス表示）を取った金額を記載してください。
- ・③⑤の「納付すべき税額」欄は、空欄にしてください。
- ・⑧の「還付税額」欄は、還付を受ける金額を▲（マイナス表示）を付けて記載してください。
- ・還付を受ける場合は、「還付される税金の受取場所」欄の記載が必要です。

(14 ページをご確認ください。)

算出税額がプラスの場合

納付すべき税額等の計算			
この申告書に対する税額	算 出 税 額 ①	(税額算出表N欄の差引酒税額) 1.234 円	
	端 数 切 捨 額 ②	(①の100円未満の額) 34 円	
	納付すべき税額 ③	①がマイナスの場合は記載不要です (①-②) 1.2 00 円	
	還付を受ける金額 ④	(注)100円未満は切り捨てて記載してください 円	
		①がマイナスの場合に記載します	

修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額 ⑤	00 円	
	還付を受ける金額 ⑥	円	
	差引納付税額 (③-⑤+⑥-④) ⑦	1.2 00 円 (注)100円未満は切り捨てて記載してください	
	還付税額 (④) ⑧	円	

《 留意点 》

- ・②の「端数切捨額」欄は、①の算出税額の100円未満の金額を記載してください。
- ・③の「納付すべき税額」欄は、①から②を差し引いた金額を記載してください。
- ・④の「還付を受ける金額」欄は、空欄にしてください。
- ・⑦の「差引納付税額」欄は、納付すべき税額を記載してください。

※ 修正申告の場合、①から④の記載方法は同じですが、⑤及び⑥には修正申告前の確定額、⑦には修正申告による差引納付額を記載してください。

14

15

Ⅵ 納付の方法

納付すべき税額がある場合、令和9年3月31日（水）までに納付が必要となります。

納付手続には様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。

なお、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、事務所等から納付手続が可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。

【各納付手続の詳細】 <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm>



キャッシュレス納付

① ダイレクト納付

事前に届出をした預貯金口座から、e-Tax を利用して、即時又は指定した期日に口座引落しにより納付する手続です。

初回のみ事前にオンライン（e-Tax）又は書面で「ダイレクト納付利用届出書」を提出し、預貯金口座の登録を完了している方がご利用いただけます。

※ ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまでに、書面で提出した場合は1か月程度、e-Tax（個人の方のみ利用可能です。）で提出した場合は1週間程度かかります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/index.htm>



② インターネットバンキングやＡＴＭを利用した電子納税

インターネットバンキング口座やＡＴＭから納付する手続です。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24200042/noufu_denshi.htm



③ クレジットカード納付

専用サイト（国税クレジットカードお支払サイト）を経由し、クレジットカードを使用して納付する手続です。

※ 1 納付の際には、別途、税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）。

2 納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/index.htm

〔Ｑ＆Ａ〕



（参考）クレジットカード納付のＱ＆Ａ ≪Ｑ２－１０ 納付手続の手順はどのようになりますか。≫

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/credit_qa.htm

④ スマホアプリ納付

〔Ｑ＆Ａ〕

e-Tax で申告書等データを送信した後などに、専用サイト（国税スマートフォン決済専用サイト）を経由し、「ＯＯPay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する手続です。

※ 1 納付金額が30万円以下の方が納付するための手続きです。

2 事前に利用するスマホ決済アプリへの残高のチャージが必要です。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/index.htm



（参考）スマホアプリ納付のＱ＆Ａ ≪Ｑ２－４ 納付手続はどのようになりますか。≫

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/smartphone_qa.htm

参考１：キャッシュレス納付の事前準備（納付情報登録依頼を作成・送信）

①ダイレクト納付、②インターネットバンキングやＡＴＭを利用した電子納税、③クレジットカード納付、④スマホアプリ納付を利用する場合は、以下のとおり、e-Taxにより「納付情報登録依頼」を作成・送信した後、メッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」から納付してください。

○納付情報登録依頼の作成・送信手順

- ① e-Tax ホームページ上部の「ログイン」ボタンから、e-Tax ソフト（WEB 版）にログイン



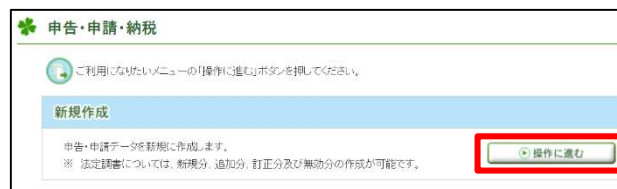
- ※ 初めて e-Tax を利用される場合は「初めての方はアカウント作成」から開始届出を行ってください。



- ② 「申請・納付手続を行う」をクリック



- ③ 「新規作成」の「操作に進む」をクリック



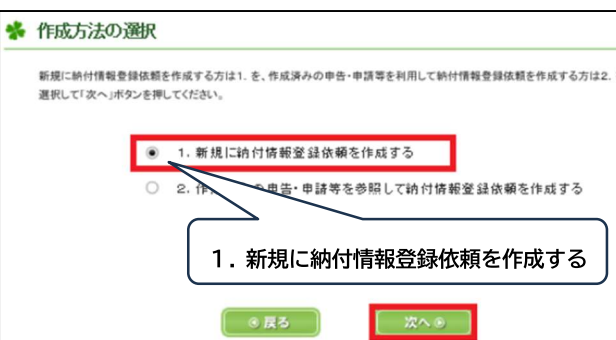
- ④ 「納付情報登録依頼」をクリック



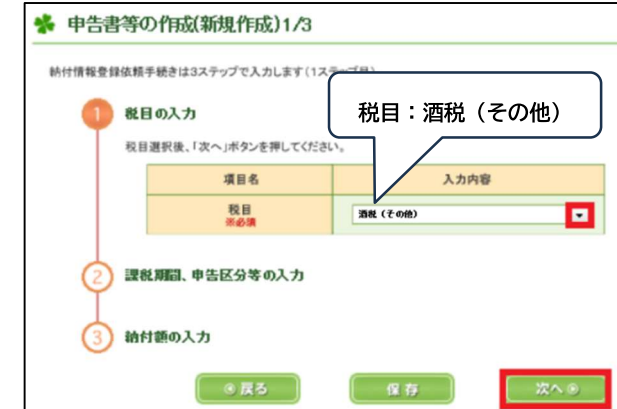
- ⑤ 申告書兼届出書を提出した税務署を選択し、「次へ」をクリック



- ⑥ 「１．新規に納付情報登録依頼を作成する」を選択し、「次へ」をクリック



- ⑦ 「酒税（その他）」を選択し、「次へ」をクリック



- ⑧ 次のとおり課税期間・申告区分等を入力し、「次へ」をクリック

項目	入力値
課税期間（自）	令和8年10月1日
申告区分	その他

※ 上記以外の項目は入力不要です

★ 申告書等の作成(新規作成) 2/3

納付情報登録依頼手続きは3ステップで入力します(2ステップ目)。

- 1 税目の入力 (完了)
- 2 課税期間、申告区分等の入力 (完了)
- 3 納付額の入力

課税期間（自）：令和8年10月1日

申告区分：その他

項目名 入力内容

課税期間（自）	令和 8 年 10 月 01 日から
課税期間（至）	年 月 日まで
申告区分	その他
中間区分	
中間納付回数	

戻る 保存 次へ

- ⑨ 納付する金額を入力し、「次へ」をクリック

★ 申告書等の作成(新規作成) 3/3

納付情報登録依頼手続きは3ステップで入力します(3ステップ目)。

- 1 税目の入力 (完了)
- 2 課税期間、申告区分等の入力 (完了)
- 3 納付額の入力

納付額入力完了後、「次へ」ボタンを押してください。

金額を入力

項目名	入力内容
本税	1,234,000 円 (半角数字)
加算税	加算区分 円 (半角数字)
重加算税	円 (半角数字)
延滞税	円 (半角数字)
合計	234,000 X 円 (半角数字)

戻る 保存 次へ

- ⑩ 「送信」をクリックすると、送信確認画面が表示されるので、「はい」をクリックし、「納付情報登録依頼」を送信

★ 受付システムへの送信

以下の手続きを受付システムへ送信します。

- この手続きを利用する場合は、電子署名は不要です。そのまま「送信」ボタンを押して受付システムへ送信してください。
- 手続きを保存する場合は、「保存」ボタンを押してください。
- 送信した手続きの受信通知を格納するフォルダを指定する場合は、「フォルダ選択」ボタンを押してください。

項目名	入力内容
手続き名称	納付情報登録依頼
氏名又は名称	株式会社
個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号の入力が不要な手続きです。
提出先税務署等	
提出年月日	令和8年10月1日

フォルダ選択 受信通知の格納先フォルダ フォルダ選択

未選択(共通フォルダ) フォルダ選択

戻る 保存 送信

- ⑪ 「受信通知の確認」をクリック

★ 即時通知の確認

送信が完了しました。

送信した以下の申告・申請データは現在審査中です。

この即時通知は西表示できませんので、必要に応じて、印刷又は保存を行ってください。

- 審査の結果、正常に受け付けられない場合があります。
- 必ず「受信通知の確認」ボタンを押して、申告・申請データの送信結果をご確認ください。
- 「受信通知の確認」ボタンを押しても受信通知が表示されない場合は、送信結果-お知らせメニューより送信結果をご確認ください。
- 即時通知を紙で出力する場合は、「印刷」ボタンを押してください。電子ファイルで保存する場合は、「保存」ボタンを押してください。

利用者識別番号(送信者)	2022/03/05 15:53:47
受付日時	2022/03/05 15:53:47
受付ファイル名	納付情報登録依頼 stx
受付番号	
エラー情報	

印刷 保存 受信通知の確認 メインメニュー

- ⑫ 各種納付方法が表示されますので、希望する納付方法を選択して、納付手続を行ってください。

受信通知（納付区分番号通知）

ダイレクト納付

届出をした預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。

今すぐに納付される方

納付日を指定される方

電子納税

「ATMやインターネットバンキング、モバイルバンキング」をご利用の際に以下のとおり入力してください。
(控えを取るか、印刷されることをお勧めします。)

インターネットバンキングにより電子納税を行う方は、「インターネットバンキング」ボタンを押してください。

インターネットバンキング

⑫ 納付方法（続き）

スマホアプリ納付

スマホアプリ納付を行う方は、「スマホアプリ納付」ボタンを押して、「国税スマートフォン決済専用サイト」で納付手続きを行ってください。
 なお、「国税スマートフォン決済専用サイト」は、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のスマホアプリ納付専用の外部サイトです。

納付先	麹町税務署
納付金額	20,000 円



クレジットカード納付

クレジットカードにより納付を行う方は「クレジットカード納付」ボタンを押して、「国税クレジットカードお支払サイト」で納付手続きを行ってください。
 なお、「国税クレジットカードお支払サイト」は、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のクレジットカード納付専用の外部サイトです。

納付先	麹町税務署
納付金額	20,000 円



参考 2：クレジットカード納付に当たっての入力情報（納付情報）

クレジットカード納付を行う場合は、e-Tax を經由せず、専用サイト（国税クレジットカードお支払サイト）から納付することができます。
 その際に入力する情報は右のとおりです。

項目	入力値
納付税目	酒税
課税期間（自）	令和 8 年 10 月 1 日
申告区分	その他

キャッシュレス納付以外の納付方法

① QRコードによるコンビニ納付

事務所及び自宅等で、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報を QRコードとして作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付できます。

※ 1 納付できる金額は 30 万円以下です。

2 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

② 窓口納付

金融機関又は税務署の窓口で、現金に納付書を添えて納付できます。

なお、納付書をお持ちでない方は、所轄税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。

また、金融機関に納付書が無い場合は、所轄税務署又は所轄税務署を担当する税務署の酒類指導官までご連絡ください。

社会保障・税番号（マイナンバー）制度について

手持品課税等に係る申告書兼届出書には、個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記載が必要です。

また、個人番号を記載した申告書兼届出書を書面で提出する場合は、毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要ですが、e-Taxを利用して送信すれば、本人確認書類の提示等は不要です。

国税に関するマイナンバー制度の詳しい情報は、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>

